

返済金融資規則

（昭和 41 年 5 月 14 日）
（名古屋市職員共済組合規則第 5 号）

最近改正 昭和 63 年 3 月 14 日規則第 2 号

（融資）

- 第 1 条 名古屋市職員共済組合（以下「組合」という。）の組合員に地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は国家公務員等共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）に基づく組合の組合員から接続就職した者が住宅資金貸付規則（昭和 63 年名古屋市職員共済組合規則第 2 号）に相当する就職前の組合の規則に基づき、すでに住宅資金を借り受け、未返済の金額があるときは、この規則の定めるところにより返済に充てるための資金を融資する。
- 2 前項の融資を受けることのできる者は、組合の組合員資格喪失の際、退職手当計算にあたり組合員資格取得直前の公務員経歴の通算措置がなされるものでなければならない。

（貸付）

- 第 2 条 前条の融資については、住宅資金貸付規則を適用する。この場合において、前条第 1 項の融資には、同規則第 2 条各号の貸付理由があるものとする。

（貸付金）

- 第 3 条 第 1 条第 1 項の融資金額は、住宅資金貸付規則の貸付限度額以下の金額でなければならない、かつ、同条同項の返済金相当額以下でなければならない。

（委任）

- 第 4 条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規則は、昭和 41 年 5 月 20 日から施行する。

附 則 （昭和 52 年 10 月 14 日）
（名古屋市職員共済組合規則第 3 号）

この規則は、公告の日から施行し、昭和 52 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 （昭和 63 年 3 月 14 日） 抄
（名古屋市職員共済組合規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。